

- 近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していること、さらに今後の気候変動による影響などを踏まえ、国においては、河川だけでなく、あらゆる関係者が協働して、流域全体で治水対策を行う「流域治水」を推進している。
- 大阪府では、これまでも「流域治水」の考え方を実践し、「人命を守ること」を最優先として、「今後の治水対策の進め方（H22.6）」に基づき、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を、重層的に組み合わせて、流域全体で治水対策に取り組んでおり、今後もあらゆる機関と連携して、これまで取り組んできた施策のアップデートを図り、以下の考え方に基づき治水対策を推進する。

（１）当面の治水対策の進め方

- ① 「今後の治水対策の進め方（H22.6）」に基づきこれまで進めてきた治水対策の検証と、大阪府域における令和4年までの実績降雨の分析の結果を踏まえ、現時点では、現河川整備計画における当面の治水目標の達成を目指して「防ぐ」施策を進める。
- ② 「今後の治水対策の進め方（H22.6）」策定以降の法改正による新たな制度も活用し、「逃げる」・「凌ぐ」施策を推進する。

（２）気候変動による将来的な降雨量増大への備え

- ① 治水効果を高め、水害による被害をできる限り軽減するため、流域のあらゆる関係者と協働しながら、集水域から氾濫域における様々な制度も活用し、ハード整備だけでなくソフト施策も組み合わせて多層的に水害対策を進める「流域治水」を一層推進する。
- ② 大阪府域における気候変動の影響分析や、分析結果を踏まえた長期的な計画などについて、引き続き調査・検討を継続する。